

愛媛県における意思疎通支援者の 派遣にあたっての留意事項

「愛媛県における意思疎通支援者の派遣」は、愛媛県意思疎通支援事業実施要綱及び次の留意事項に基づき実施することとします。

1 派遣対象事項

【愛媛県意思疎通支援事業実施要綱第2条、第9条関係】

- (1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から不特定多数の聴覚障害者等の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町から聴覚障害者等の参加が見込まれるもの。）
- (2) やむを得ない理由により市町で対応が困難であるなど、県が特に必要と認めたもの。ただし、「やむを得ない理由」とは、例えば災害により派遣事業を実施できない場合などを想定しています。

2 派遣対象外

- (1) 団体や法人を運営していく上で開催する内部的な会議等。（理事会、評議員会、役員会、定期総会等）
- (2) 他機関からの補助金や委託料で意思疎通支援者の派遣費用を賄っているもの。
- (3) 参加者が特定されており、事前に市町間の調整により対応が可能と判断できるもの。